

ひとり親世帯等（令和4年度）

この表は、第9階層までのひとり親世帯等が対象です。
 下記の金額は第1子にかかる保育料です。第9階層までのひとり親世帯等の第2子以降の保育料は既に無料になっています。

○ 表A-2(0歳～2歳児(保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園))

	徴収区分 世帯区分	保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
			保育標準時間認定					
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑤ 35,000円以上～41,999円以下	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑥ 42,000円以上～48,599円以下	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑦ 48,600円以上～58,099円以下	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100
	⑧ 58,100円以上～67,599円以下	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100
	⑨ 67,600円以上～77,100円以下	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900

○ 表B-2(0歳～2歳児(小規模保育事業所等))

	徴収区分 世帯区分	保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
			保育標準時間認定					
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑤ 35,000円以上～41,999円以下	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑥ 42,000円以上～48,599円以下	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑦ 48,600円以上～58,099円以下	5,000	5,000	5,000	5,100	5,200	5,300	5,300
	⑧ 58,100円以上～67,599円以下	5,800	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,200
	⑨ 67,600円以上～77,100円以下	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700

○ 表C-2(0歳～2歳児(幼稚園型認定こども園))

	徴収区分 世帯区分	保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
			保育標準時間認定					
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	⑤ 35,000円以上～41,999円以下	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	⑥ 42,000円以上～48,599円以下	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	⑦ 48,600円以上～58,099円以下	5,300	5,300	5,400	5,400	5,500	5,600	5,600
	⑧ 58,100円以上～67,599円以下	6,200	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,600
	⑨ 67,600円以上～77,100円以下	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで	

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。
 ※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、適用される表の変更はありません。